最終更新日：2015年7月10日

株式会社　エス・サイエンス
代表取締役会長　品田　守敏
問合せ先：03-3573-3721
証券コード：5721
http://www.s-science.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

1 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
当社は、急速に変化していく経営環境に対し、柔軟に対応しかつ企業倫理と経営方針を維持するためにもコーポレート・ガバナンスの充実を目指しております。そのために適時情報開示の充実を図り、健全な企業活動を維持してまいります。

(1)情報の開示について
当社は、株主を含む一般の投資家、機関投資家、アナリストなどすべてのステークホルダーに対し、正しい情報を、その内容や 開示環境の良し悪しに関わらず、関連法規に従い、誠意ある対応をもって迅速で公平、かつ正確でわかりやすい企業情報の開示に努めてまいります。また、情報管理を徹底し、インサイダー取引の未然防止に努め、一部の特定の方に対し、特定の情報をお伝えすることはいたしません。お伝えする情報とは以下の通りです。

A決算関連情報（四半期、半期、通期決算）

Bその他適時開示事項
なお、開示方法は金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所（以下東証という。）などの定める適時開示に関する規則により、当社ホームページにも適宜掲載いたします。

(2)業績予想及び将来の予測について
当社は、四半期ごとの詳細な業績の開示をおこなうことにより、ステークホルダーの便宜と適時情報開示に努めてまいります。当社が発表する業績予想などの将来の予測に関するものは、発表時点での予想であり、その内容について確約するものではありません。また当社が発表した以外の第三者によるいかなる業績予想に関しても、当社は、その内容を保証するものではありません。

(3)証券アナリストや機関投資家の方々への開示情報について
当社がおこなう証券アナリストや機関投資家に対して発表される情報は、既に決算発表などで公開された事実か周知の事実、あるいは一般的なビジネス環境などに限られます。未公開の「重要事実」などについては、当社は一切言及いたしません。

(4)会社情報の適時開示の方法
会社法及び金融商品取引法等における法律に定められた会社情報の適時開示については、法令に定められた方法にて適正におこないます。また、適時開示規則に該当する会社情報の適時開示は、同規則に従い、東証への事前説明後、同取引所の提供する「適時開示情報伝達システム（TDnet）」へ登録し、速やかに報道機関に同一情報を提供いたします。当社ウェヴサイトにおけるTDnetにて公開した情報の提供については、金融商品取引法及び適時開示規則を踏まえ、報道機関に事実を公表し、同取引所ウェヴサイト内の「適時開示情報閲覧サービス」への掲載確認後、速やかに、当社ホームページに当該情報の掲載をおこなうことといたします。また、PDFファイルやその他準備の都合上、当該情報の掲載が遅れることもあります。適時開示規則に該当ない情報については、金融商品取引法等の各法令を踏まえて、適切な方法により正確かつ公正に当該情報を株主及び投資家に伝える方針であります。

(5)当社の「ディスクロジャー・ポリシー」を定め、当社のホームページに掲載し、関係者の周知に努めております。

A情報開示の基本方針

B情報開示の方法

C沈黙期間について
当社は、IRポリシーを折に触れ会社に浸透させ、徹底させます。証券アナリストや機関投資家の方からの問い合わせは、全てIR担当部署が対応いたします。これは、当社とその社員について金融商品取引法を含むあらゆる法的責任から保護することを目的としています。

2 当社の社内情報管理体制について
当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える情報の取扱と内部者取引（インサイダー取引）の規制について規定しています。
当社の適時開示に関する社内体制につきましては、広報担当取締役が一元管轄することにより、迅速かつ正確な適時開示の構築に努め、職務執行につきましては、それぞれに担当部門に責任者を配置して役割と責任の明確化を図っております。

(1)上記規則に定める重要事項の発生から適時開示に至るまでの流れを示すと以下のとおりです。

A情報の集約・管理
当社は、企業情報が発生した場合は、その所管部門の長がこれを確認し、その内容を情報取扱責任者（総務担当取締役）に連絡します。情報取扱責任者は企業情報の管理及び開示に関する事項を統括します。

B情報の重要性の判断
情報取扱責任者に集約された企業情報は、情報取扱責任者が中心となり、「ディスクロジャーポリシー」に関する会議において、情報取扱担当者とその情報の評価及び開示するかどうかの決定がおこなわれ、また、開示を決定した情報の開示内容・開示時期・表現方法について協議されます。

C外部公表
重要事実については、取締役会の決議後遅滞なく、情報開示担当者が、情報取扱責任者と連携して東証等への届出、報道機関への開示手続をおこないます。

D教育研修等
当社は、当社グループ全体としての公平かつ適時・適切な情報開示を担保し、内部者取引を未然に防止するため、社員教育・研修等の場で法令や社内規定の内容を周知徹底させるとともに、子会社等に対し、情報の管理体制や開示手続きを整備するよう指導しております。

(2)金融商品取引法、東証規則及び当社規則等の規定に基づき、当社（子会社等を含む）に係る重要な決定事項、発生事実及び決算に関する情報は、代表取締役及び情報取扱責任者等により東証適時開示規則に定められた事項に該当するかどうかの判断をおこない、該当する場合は、総務、経理、内部監査担当のチェック・助言を受けながら、当該情報保有部門・関連部門・ 関連子会社等に対し、インサイダー取引の未然防止のために、当該情報管理の徹底を図っております。

(3)当社は、監査役会設置会社の経営体制を基本とし、当社の規則等に鑑み取締役会の機動性を重視した取締役体制を採るとともに、運営面で
は、各取締役が各々の判断で意見を述べられる独立性を確保しております。当社では現在社外取締役の選任はおこなっておりませんが、社外監査役2名を含んだ3名の監査役体制で充実強化を図っております。重要な決定事実及び決算に関する情報は、定時または臨時の取締役会（監査役出席）の付議・決議のほか、業務上の重要事項は、適時事業部会により協議・決定する会議を開催し、経営管理の充実を図っております。こ

れらの手続を経た後、速やかに情報開示担当門を通じて東証適時開示（TDnet）後、当社ホームページに掲載いたします。

（4）東証適時開示規則の定めでは開示義務に該当しないと思われる会社情報に関しても、投資家の投資判断や得意先との取引等に影響を及ぼすと判断されるもの等についても、上記と同様、積極的な開示・公表に努めております。

（5）金融商品取引法に基づく有価証券報告書、半期報告書等の報告書類は、所管の総務部門において、上記に準じて財務局へ提出された後に（EDINET利用）、財務局及び東京証券取引所で開示・縦覧されております。

（6）適宜情報開示運営に対するサポート体制
当社の会計監査人は、KDA監査法人を選任し、監査契約を結び正しい経営情報を提供し、公正かつ不偏な立場から監査が実施される環境を整えております。会社における不祥事等のリスク発生を未然に防止するための内部統制システムとして、代表取締役会長直轄の内部統制委員会を設け、業務活動全般に関し、方法・計画・手続の妥当性や業務実施の有効性、法律・法令の遵守状況等について内部監査を実施しております。さらに経営の透明性とコンプライアンス経営の強化に向けて法律事務所弁護士と法律顧問の契約をおこなっており、日常発生する法律全般に関し、助言と指導を適時受けられる体制を設けております。又、必要に応じてKDA監査法人等の専門家に情報開示の内容、手順について確認をとり助言を受ける体制をとっています。

以 上

＜ホームページ掲載＞

ディスクロジャー・ポリシー
1 情報開示の基本方針
　当社は、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所（以下東証という。）の「適時開示規則」に沿って公平かつ迅速な情報開示をおこないます。また上記の法規制に従った情報のほか、当社を理解していただくために有効と思われる情報につきましても、できるだけ積極的かつ公平に開示するよう努めます。

2 情報開示の方法
　東証の「適時開示規則」に該当する情報等は、東証の「TDnet」により報道機関に開示するとともに、登録後は速やかに当社ホームページにも情報を掲載いたします。

　また、金融商品取引法に従う有価証券報告書、半期報告書等の報告書類は、所管の財務局へ提出されたのちに東証にても開示され、あわせて当社のホームページにも掲載いたします。

　なお、当社が印刷物、ホームページ、または取材、電話によるお問い合わせ等において開示いたします情報は、すでに開示され、または周知となった事実もしくは一般的なビジネス環境等に限ります。なお、当然ながら競争優位上あるいは守秘義務契約上、特定の情報に関するお問い合わせには回答を控えさせていただきますのでご了承ください。

3 沈黙期間について
　当社では、決算発表資料準備期間中に株価に影響のある情報の漏洩を防ぎ、公平性を保つため、決算発表前一定期間を「沈黙期間」としております。その期間は訪問や電話による個別取材、ミーティングへの対応や出席、業績見通しに関しての対応は控えさせていただきます。ただし、当該期間中に「適時開示規則」に該当する重要事実が発生した場合には、適宜情報開示をおこないます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社　東理ホールディングス	15,057,186	14.96
品田　守敏	2,000,000	1.98
安本　友信	1,151,200	1.14
小菅　守	1,082,100	1.07
望月　保幸	1,036,000	1.03
日本トラスティ・サービス信託銀行　株式会社（信託口6）	671,100	0.66
日本トラスティ・サービス信託銀行　株式会社（信託口）	572,700	0.56
日本トラスティ・サービス信託銀行　株式会社（信託口3）	546,000	0.54
日本トラスティ・サービス信託銀行　株式会社（信託口2）	530,600	0.52
日本トラスティ・サービス信託銀行　株式会社（信託口5）	492,100	0.48

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査実施時に適宜意見交換・協議の場を設けており、今後更に会計監査人との協議回数の増加を図って行きます。会計監査人と監査役会は、会計監査のほか、業務監査の中で、特に内部統制に関するモニタリングの強化と社内啓蒙について協議を行っており、その結果を取締役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森本　明雄	他の会社の出身者													
上田　直樹	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森本　明雄	○	なし	企業経営の豊富な経験と実績を生かし、当社の経営を客観的および中立的な立場から評価、監視していただけると判断しました。 また、独立性の基準のいずれにも該当しないこ

			とから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
上田　直樹		なし	弁護士の資格を有し、また金融庁の課長補佐の経験をもち、法律のみならず幅広い見識を有しており、その能力と豊富な経験で中立的な立場から評価、監視していただけると判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では特にその必要性がないため。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬額 48百万円
監査役の年間報酬額 8百万円（内社外監査役3百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社と利害関係のない社外監査役はそれぞれの職務分担を決め、毎月開催される定例取締役会その他重要な事項の会議または臨時取締役会に出席しているほか、重要な決裁書類の閲覧、取締役会の事業報告を聴取し、持ち寄った結果に基づき経営執行機能の監査及び取締役の法的責任に関する事項についての意見及び助言を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役会設置会社であり、業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項につきましては、委員会の設置は行っておりませんが、すべて取締役会（監査役出席）にて決定しております。特に、業務執行、監査・監督及び取締役、監査役の各候補者の指名については取締役会において十分審議したうえ、決定しており、取締役、監査役の報酬については客観的かつ公正な視点から、経営環境や会社業績に応じた適正な報酬制度及び水準ならびに個別報酬等を審議し、取締役会にて決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

現状では、法律事務所弁護士、公認会計士ならびに社外監査役等により、社外の意見・常識・思考の浸透及び多様な視点から意見を経営に反映させ、取締役会として適正に機能しております。したがいまして、社外取締役の選任は行っておりませんが、今後におきましては、コーポレートガバナンスの一層の強化・充実を図る観点から、改正会社法や東証上場規定を踏まえて社外取締役の選任については鋭意対応を進めてまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	なし	
IRに関する部署（担当者）の設置	なし	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主を含む一般の投資家、機関投資家、アナリストなどすべてのステークホルダーに対し、正しい情報を、その内容や開示環境の良し悪しに関わらず、関係法規に従い、誠意ある対応をもって迅速で公平、かつ正確でわかりやすい企業情報の開示に努める。また、会社のホームページにおいて情報提供等の充実を高めています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当会社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法362条第4項第6号）

（1） 企業倫理に基づき、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令・定款の遵守及び社会倫理の遵守、各ステークホルダーへの誠実な対応と透明性のある経営、事業活動による価値創造を通じた社会への貢献を企業活動の前提とすることを徹底する。
（2）当社の役員は、この実践のため企業理念、企業行動規範、企業行動基準に従い、当社グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。
（3）代表取締役は、内部統制管理責任者を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握並びにリスク管理に努める。内部統制管理責任者はコンプライアンス上の重要な問題点を審議し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
（4）役職員の法令・定款違反については取締役会にて具体的な処分を決定する。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第4号）

（1）当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、企業行動規範、企業行動基準及びグループ企業倫理等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。また、代表取締役及び業務執行を担当する取締役・執行役員に、当社グループの使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
（2）当社グループの役員・使用人が当社グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、代表取締役並びに内部統制管理責任者に報告するものとする。内部統制管理責任者は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める場合適切な対策を決定する。
（3）当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとし、その手段の一つとして使用人が直接報告する内部通報システムを設ける。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。
報告・通報を受けた内部統制管理責任者はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議のうえ、決定し、全社的に再発防止策を実施する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則第100条第1項第1号）

（1）取締役は、株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、取締役を決定者とする決定書類及びその他取締役の職務の執行に関
する重要な付属書類など、その職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその他の重要な情報を、社内規程に基づき、各々の担当職務に従い適切に保存し、かつ管理する。
（2）取締役会議長は、上記（1）における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となり、総務担当取締役がこれを補佐する。この責任者の任務には、会社法所要の議事録の作成に係る職務を含むものとする。
（3）上記（1）に定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、取締役及び監査役は必要に応じて閲覧できるものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
（会社法施行規則第100条第1項第2号）

（1）リスク管理規程に基づき、取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処すべく、実践的な運用を行う。
（2）当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、内部統制管理責任者を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。当社グループの横断的リスクマネージメント体制の計画、整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行い、取締役会等における経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。
（3）上記の他、以下のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備する。
A 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
B 役員・使用人の不正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
C 取引先等の財務状況の悪化により、損失を被るリスク
D 金利、有価証券及び製品等の価格、為替等さまざまな市場のリスクファクターの変動により保有する資産及び製品の購入価格並びに販売価格が変動し、損失を被るリスク
E 財務内容の悪化、信用力低下等により必要な資金の確保が出来なくなり、資金繰りがつかなくなる場合等により損失を被るリスク
F 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損失を被るリスク
G その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条1項第3号）

（1）取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。なお、代表取締役は、当社グループ全体組織を構築し、その効率的な運営とその監視監督体制の整備を行う。
（2）以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
A 職務権限・意思決定ルールの策定
B 取締役・執行役員を構成員とする取締役会の設置
C 取締役会による経営計画の策定、経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定ならびに、ITを活用した月次・四半期業績の月次業績のレビューと改善策の実施

6. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則第100条1項第5号）

（1）当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
（2）当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
（3）代表取締役及び業務を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには、代表取締役が、当社グループ各社の取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導することを含む。
（4）内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要性に応じ取締役会等に報告されなければならない。
（5）監査役が、監査役自ら又は当社グループ監査役会を通じて当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び業務監査部門との緊密な連携等的確な体制を構築する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
（会社法施行規則第100条第3項第１号及び2号）

（1）監査役が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、専任で且つ計数的な知見を十分に有する使用人を監査役付として置くものとする。
（2）監査役付は、監査役の指示に従いその職務を行うと共に、当社グループ会社の監査役を兼務可能とするが、グループ会社の業務の執行に係る役職は兼務しない。
（3）監査役付の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意をえる。
（4）監査役付の人事考課については、常勤監査役が行うものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
（会社法施行規則第100条第3項第3号）

（1）代表取締役及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
（2）代表取締役及び業務を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
A 会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
B 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
C 社内外へ環境、安全、衛生又は製造物責任に関する重大な被害を与えたもの、又はその恐れのあるもの
D 企業行動規範、企業行動基準への違反で重大なもの
E その他上記A～Dに準じる事項

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第3項第4号）
（1）監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を担保する。当該社外監査役は、当社が定める独立性要件を満足するものとし、その独立性要件は、監査役会が承認した監査役会規定並びに監査役監査基準により定める。
（2）当社グループ監査役会は、独自に意見形成するため、監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設ける。監査役会は、とりわけ専門性の高い法務・会計事項については、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、関係を持たないことを企業行動規範で定めております。
A 反社会的勢力を排除するとの基本方針を明確に打ち出しております。
B 反社会的勢力の威嚇には、警察等と連携して対応することとしております。
C 業界団体や地域企業と連携し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明

1. 安定的な株主関係の構築、株式持ち合い
2. 定款変更（授権資本枠の拡大、自己株式の取得）
3. 取締役の解任方法
4. 企業価値向上の施策検討

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特に記載する事項はございません。